

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

行き詰まりの時代経験と自治の思想

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

行き詰まりの時代経験と自治の思想

権藤成卿批評集

SAMPLE

権藤成卿著
書肆心水刊

Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

目次

二五・一五事件
二六事件 血盟団事件

その後に来るもの

第一 序説——社会の転換期

必然と寝耳に水 18

反動とは何か 19

明治維新の場合 20

既得位置の固執と反動 21

基準の対立と転換期 22

少數者の変革阻止 25

世界大戦が我が国経済界に及ぼした影響 30

世界大戦前の状況 27

大戦と我が国経済界の躍進的発展 28

蓄積物資減少の代価としての好景気 30

シベリア出兵と硬貨の流出 33

奢侈品の輸入と硬貨の流出 32

第三

世界大戦後に於ける硬貨の流出

32

27

18

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

				暴富者の出現と国民負担の増加	34
				関東大震災の影響	36
				大震火災の慘害と人心の変化	36
				当局者の誤った対震火災処置	37
				社会に悪影響を与えた復興計画	39
				金輸出禁止の解除及び再禁止	42
				金融資本家を保護する組織	42
				換金制度と金の輸出	43
				金輸出禁止と株式会社日本銀行	45
				金輸出再禁止と輸出の増加	46
				本当の貿易と見せかけの貿易	47
				生糸市価の暴落	49
				糸価の暴落と当局の狼狽	49
				生糸政策の沿革	50
				生糸は奢侈品である	52
				東洋に於ける諸種の変化	54
				シベリア出兵から満洲事変迄	54
				日本国内の変化	55
				支那に於ける対日論調の変化	56
				第八 公民道徳の頽廃	56

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第九 教育国策の基準	当局責任者の徳責は如何 「公民」の真意義 道徳、人心の頽靡は「守持心」の喪失から	57 59 61
第十 宗教の清浄化について	腐敗せる教育界の現状 画一教育の弊害——徳操の喪失 総長、学長、校長らの資格 教育国策上の先決問題	64 65 67 68
第十一 官紀の振肅	何を宗教というか 官製化された宗教のこと 墮落した現代の宗教界 宗教家に人心肅正を委する当局の愚作 戒律を破り宗規を紊す者を抹殺せよ	70 71 73 75 76
第十二 議会政治の問題	公式に止る官紀 官紀は徳操の上に立つ 「選挙肅正」に於ける誤れる態度 養う者と養われる者 官紀の振肅は国民の手で	78 79 80 81 83

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第十三	議会政治五十年 立憲政治頽乱の第一期 議会開会期日を歳末に定めた一種の詭謀	85
	立憲政治頽乱の第二期 立憲政治頽乱の第三期	85
	国民は官僚、政党の堕落を糾弾せよ 独裁政治は日本の国体に合わず	88
	国家思想とその反対思想	89
第十四	國家学説の輸入 制度輸入の可否 何故プロシヤ制度を模倣したか	93
	市制町村制 自治と地方分権	95
	農村に及ぼした結果 国家至上主義	98
	反対思想の勃興 反対思想に於ける日本的とヨーロッパ的	100
	反対思想の社会的基礎 思想弾圧は果して万能か 為政者自ら悛めざるべきか	102
	103	99
	104	94
	106	102
	110	112

				自治民政理	第一章 民性	第二章 社稷	第二章 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節	第十五 第後篇	その後に来るもの
					天稟の本性 漸化の順序	天下を在宥す 肇國の制典	思想の同一化 性情の同一化		日本に於ける統制の公例 統制を強制する官僚 国民の代表者は今や官僚の代弁者
					126	138	134 133 130 128 126	120	113 114 115 116 117
					126	138		120 119	117
								120	117

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第六章	第五章	第四章	第三章
第一節 積寶	第一節 自制	第一節 邑里	第一節 例制
中央成俗の壞觀 186 184	自制は本能の努力の啓發 179 175 172 181	八種の天罪 167 165 159 161	民族漸化の公例 156 153 149 146
	人生當然の公例 170	食糧の常備 村邑の区画 八則の自治権	大衆自然の帰趣 井伍邑里的構成
			典範の保続 國土觀の大綱 142 144
184	170	159	146

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE

Shoshi-Shinsui.com

第八章		第七章	
第四節	第三節	第四節	第三節
更 革	危 傾	第一節	第一節
第四節 第三節 第二節 第一節	土着農民の困扼 祖国愛の痼疾	大地主の助成 まず人心の醒覚	194
第五節 第四節 第三節 第二節 第一節	利益独占の公認 その発足を誤れり	190 188	
第六節 第五節 第四節 第三節 第二節 第一節	200 202	206	194
第七節 第六節 第五節 第四節 第三節 第二節 第一節	213	211 208 206	206
第八節 第七節 第六節 第五節 第四節 第三節 第二節 第一節	211	208	206

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

行き詰まりの時代経験と自治の思想

権藤成卿批評集

凡例

一、本書前半部の底本は『血盟團事件　五・一五事件　二・二六事件　其後に来るもの』（一九三六年十月、平野書房刊）、後半部の底本は『自治民政理』（一九三六年四月、学芸社刊）で、ともに権藤成卿最晩年（一九三七年歿）の著作である。後半部は、二部構成の底本より後篇部分を抄録した。

一、本書は新漢字、新仮名遣いで表記した。新漢字は標準字体を使用したが（例、做→作）、固有名詞においては底本どおりの漢字を使用した。引用文中の仮名遣いは底本のままとした。なお、「壱」は旧漢字ではないが例外的に「一」に置き換えて表記した。

一、読み仮名ルビは底本より選択的に採用し、底本にない読み仮名ルビを多少補つた。読み仮名ルビの補いは一般的な読みを用いたが、それが底本中に見られる読み仮名ルビと異なる場合には、補つたものの読み仮名ルビを（）で括って区別した（例、竟に／竟に）。但し、底本の読み仮名ルビが一般に誤読として扱われているものである場合は、一般に正しい読みとされるものに置き換えた（例、戒飭かいじく→戒飭かいぢく）。

一、送り仮名を現代的に加減し、句読点、中黒点も加減抜排した。

一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、傍点の形は統一した。

一、行内の二行割註は本書刊行書による補註である。

一、鉤括弧の用法は（出版著作名は『』）で括るなど 現今の慣例によつて修正したところがある。

一、通じ合う関係にある漢字が同義の語において共に使われている場合には、一般的なほうに統一して表記し（例、兼并／兼併）、その漢字の置き換えを他の語でも行なつた場合がある（計画／計劃）の統一処理に伴つて「劃」を「画」に置き換えた。

一、底本において漢字表記と平仮名表記が不統一であるもののうち、頻出するものを平仮名のほうに統一した（云う／いう、為め／ため、依る・拠る／よる、出来る／できる）。又、頻出するものではないが、ごく近接す

るところで上記不統一のある場合も平仮名のほうに統一した。なお、「居る」と「いる」「おる」、「何れ」と「いづれ」「どれ」などのように読みを一つに定め得ないものの場合は平仮名での表記統一はしていない。

一、現今一般に漢字表記が避けられる傾向にあるものを平仮名に置き換えた。置き換えたものは五十音順に次通り（送り仮名、踊り字の有無、活用語尾は代表例）。なお、現今一般に漢字表記が避けられているのではないうが、漢字表記が避けられているものと語義・音が同じであるために平仮名に置き換えたものがある（例、「乃ち→すなわち」）に伴つて「即ち→すなわち」。

愛蘭土（アイランド）、亞細亞（アジア）、剰え（あまっさえ）、并て（あわせて）、雖も（いえども）、聊か（いささか）、孰れ（いづれ）、伊太利（イタリア）、苟も（いやしくも）、愈よ（いよいよ）、所謂・謂ゆる（いわゆる）、況や（いわんや）、埃及（エジプト）、各（おのの）、斯る（かかる）、斯く（かく）、是の如く・此の如く・斯くの如く（かくの如く）、曾て・嘗て（かつて）、基督（キリスト）、蓋し（けだし）、此処・此是（こ）、悉く・尽く（ことごとく）、斯の・此（この）、是れ・之（これ）、嚮に（さきに）、併し（しかし）、而して（しかして）、而も・然も（しかも）、而る・然る（しかる）、屢は（しばしば）、暹羅（シャム）、瑞典（スウェーデン）、頗る（すこぶる）、宛（はず）、已に・業に（すでに）、乃ち・即ち・則ち（すなわち）、須らく（すべからく）、都て（すべて）、井（そ）、其（その）、夫れ（それ）、忽ち（たちまち）、譬喻（たとい）、丁抹（デンマーク）、独逸（ドイツ）、兎に角（とにかく）、兎にも角にも（とにかくにも）、乃至（ないし）、尚・猶（なお）、乍ら（ながら）、勿れ（なけれ）、就中（なかんずく）、井に（ならびに）、為す（なす）、巴里（パリ）、只管（ひたすら）、比律賓（フィリピン）、普魯西（プロシア）、可し（べし）、波斯（ペルシャ）、殆ど・幾んど（ほとんど）、略ぼ（ほぼ）、方さに（まさに）、況して（まして）、益す・益々（ますます）、儘（まま）、寧ろ（むしろ）、若し（もし）、齋す（もたらす）、本と（もと）、固より（もとより）、矢張り（やはり）、已む（やむ）、稍や（やや）、動も（ややも）、所以（ゆえん）、漸く（ようやく）、仍て（よって）、路易（ルイ）、纔か・僅か（わずか）

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

二五・
二一・
二六・
事件
事件
事件

その後に来るもの

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一 序説——社会の転換期

必然と寝耳に水

永久不変の常理とか、絶対の恒例とかいうものは社会には存在しない。社会は常に進展して熄む時なく、その社会の進展に伴つて常理も恒則もまた変化し進展する。前の時代の是としたこと、利益としたことは、次の時代には必ずしも是でなく、利益でもない。ここまでは甲の時代、ここからは乙の時代と截然と区別することはできないが、日常使つて居るよう莫然とした意味で、甲の時代、乙の時代と区別して見るならば、甲の時代の常理であり、常識であつたことは、甲の時代の進展・向上のためにには有益であり、必要であつたが、乙の時代の進展・向上のためには、不用・無益であるばかりでなく、却つて妨害になることすらもある。

時勢すなわち時の勢いというのは、このような事柄を極めて簡単に現わした熟辞である。しばしば人は「何もかも時勢だ、時勢には抗えぬ」と咏嘆することがある。そのとき、この人は自ら知つて居ると居ないと論なく、かつて自分が常理だと思ったこと、正義だと考えたことが、現在では常理として、正義として通用しなくなつたことを嘆いて居るのである。これ等の人の教育させられた過去の

時代と、その人の生活して居る現在の時代とは、異った時代であることを暗黙のうちに承認せざるを得ないのである。知識階層の没落というのは、かかる事實を指すのであって、かつての教養や常識は、現在では役にたくなつたのである。時代の推移を絶えず注意して居る者にとっては、かかる変化は必然と思われる。これに反して、時代の推移に盲目であるものには、このような変化は「寝耳に水」である。徳川幕府長久を夢見ていた者にとっては、かような意味で、桜田事変は「寝耳に水」であった。かかる「寝耳に水」の結果は、人をしてしばしば何の因由もないので反動的立場をとらしめる。

反動とは何か

関東大震災を経験した人は、九月一日以後、引き続いて大小の地震が襲つたことを記憶して居るであろう。引き続いたかかる地震は、普通「ゆりかえし」と呼んで居る。反動という字句は、本来かかる「ゆりかえし」を意味したものであつて、起動うごきに対しての反作用を指して居るのであるが、現在一般では、進歩的な動きに対する反作用の意味に準用して居る。しかし一概に進歩といい、反動といふも、その的確な解釈は、曖昧模糊として各人各説である。

時代が推移し、変化したにも拘わらず、かかる変化、推移を肯定せず、旧状を強いて維持しようとするとき、ここに始めて反動的立場がとられるのである。旧状を強いて維持しようとすることは、いわゆる「現状維持」のことであるが、かかる現状維持の目的をもつて、復古的見解が主張されたり、

尚古的運動が実行されたりしたならば、これはいうまでもなく、反動的見解であり、反動的運動である。これに反して、現状打開のために、復古的見解が主張されたり、尚古的運動が実行されたりしたのであれば、それは「現状維持」の「静」に対して「動」を意味するものであり、かかる主張、実行を指して反動的ということはできない。未来は吾等の物なりという無産政党も、その主張の是非は別として、現状打破である限り、その主張なり、実行なりは、反動ではなくて、「動」である。

明治維新の場合

明治維新を例にとって見れば、維新の原動力は、勤王すなわち倒幕に存して居たのであった。これと並べられて居る攘夷とか開港とかは、単にそれに附隨した綱領にすぎなかつたのである。

開港論者が攘夷を目して反動的と見作したとしても、攘夷論者が開港論を目するに反動的呼ばわりをしたと仮定しても、このことは両者の主觀の相違によるものであり、相対的であるというより他はない。ただ幕府の維持という「静」に対して、開港論者は、世界との交通は必然的に幕府の終滅を意味するものとし（幕閣の新人はすでにその計画をたてて居た）その限り、間接的ではあるが討幕の「動」を支持し、攘夷論者は勤王と攘夷とを結びつけることによつて、直接に討幕の「動」を行わんとした。それ故に、明治維新に於いて反動的立場に置かれたのは、開港を主張せし洋学者でもなければ、攘夷を主張した国学者でもなく、ただ莫然と幕制を維持しようとした一部人士を指すのである。

攘夷の語義について 本論文とは直接に関係がないが、この機会に、攘夷とは本来どんなことを意味して居たかを、故樽井藤吉の『明治維新発祥記』から左に引用してみよう。「編者（樽井藤吉翁のこと）嘗て開国五十年史（早稲田大学出版）を繙読して之を知る。攘夷の熟語は旧水戸藩主烈公より始まりたるものにして、其意義は、国民の主格を墨守して、國を閉鎖するの権を自ら裁断し、苟も国家の不利あらば之を掃蕩し得るの武力を有せざる可らずと謂ふに在りしことを。故に列公の首唱に係る攘夷の本義は、我に不利なる時は固より之を掃蕩す可きも、之に反し、若し利益有るに於ては、開港必ずしも不可ならずとの意味を含ませたるものなり……同書又曰く、当時水戸に遊学せし書生輩、攘夷の新熟語を諸方に伝播せしめたるより、其語は時人の僻性に偏したる解釈を与へられ、遂に絶対的攘夷論となりたるものなりと……」（『明治維新発祥記』四一五頁）

既得位置の固執と反動

以上の事実が欠くるところなく理解された時に、はじめて明治維新が所期の目的を一〇〇パーセントに達することができなかつた理由が判るのである。薩長聯携による討幕は、討幕という限りでは「動」を意味して居たにもかかわらず、事実に於いて倒滅したのは、旧幕府体制内の徳川の勢力のみであり、それに代つて薩長の旧勢力が藩閥という新しい形態をもつて登場して來たのである。すなわち維新後に於いて、旧勢力を一掃すべき薩長は、反対に自己の旧勢力を維持するばかりでなく、強化せんために腐心し、狂奔したのである。薩長は討幕の限りでは、新時代のための「動」的立場を代表したが、藩閥並びにそれの延長である藩閥政府を形成して、自己が権力の中心とならんとした限りでは、

「反動」的立場を代表した。

このようにして維新の本来の目的は、藩閥並びにその延長たる藩閥政府によつて蹂躪された。藩閥権力に対する武力的抗争は、諸地方の乱となつて示されたが、西南戦役がその最後となり、武力的抗争は遂に断念せざるを得ない時代に立ち至つた。その武力抗争の断念は、やがて政治的抗争の新分野の開拓となつて、自由党その他の諸政党の登場となつたのである。

基準の対立と転換期

動といふ反動というは、以上に於いて明らかになつたと思うが、繰り返していえば、如何なる革新的勢力なしし運動といえども、それが強いて現状維持と結び付いた場合には、反動的立場に立たざるを得ないのである。これは藩閥政府に代つたいわゆる既成政党にも当てはまることで、大正七年の原内閣以後、血盟団事件、五・一五事件、二・二六事件に至る二十年は、時に例外はあつたにしても、汲々として現状の維持に力めたものといえよう。既成政党の反動化というはこのことを指すのである。

しかし、ここで注意しなければならぬ肝要な点は、明治維新後大正の中期までは、かかる進歩、反動の差別はあつても、とにかく一つの常理に準拠する様なものが、朝野の通念をなして居つたことである。樺山資紀のよう、「薩長でとつた天下を薩長で自由にするのは当然ではないか」というような

例外もあつたが、藩閥官僚の首領たる者といえども、決して藩閥を公然と擁立したものではなかつたのである。すなわち事実に於いてはその藩閥擁立は本念主眼に相違ないが、如何に厚顔なる彼等にしても、その公称名分の上で藩閥を是認するいわれはなかつたのである。

このことは既成諸政党に於いてもしかりであつて、幾多の政治的取引、疑獄事件なども暗々裡に承認せられただけで、誰もそれを「善いこと」と認めて揚言したものはないのである。

以上の事実は、換言すれば次のようになる。すなわち藩閥政府が行つたにせよ、行わなかつたにせよ、既成諸政党が声明したにせよ、声明しなかつたにせよ、もしくは声明して行わなかつたにせよ、何れにせよ、その行為に一定の基準というものが存していたことに、論争の余地はないのである。

かかるに、大正の中期以降、かかる一定の基準は、そのような決定的なものではないという疑問が萌し出し、瞬く間に知識階層一般に蔓延した。これがいわゆる「思想不安」である。

すなわちこの一定の基準が動搖し始めたということは、更にこれを厳密にいえば、一定の基準を墨守した時代が、他の異つた基準に代るべき時代に、移り来たれることを意味している。すなわち甲なる基準は甲時代の進展向上にこそ必要であったが、乙時代に対してはほとんど意義がないという訳である。現在は正にこういう転換期である。しかも大なる転換期である。

現在は行詰りの時代といわれているが、この行詰りの意味は前述した中に求められる。すなわち前時代の基準は現時代の基準とはならないのに、旧時代を墨守（いわゆる現状維持）しようとする一部

人士は、基準は不変にして絶対永久のものと思ひこみ、旧時代の基準をもつて現代に強行しているのである。これに反し、行詰りを開せんとするものは、現代は転換期すなわち「動」である。強いてこれを阻止せんとするものは反動である。かかる「動」の立場は、右傾から左傾に至る幾多の思想、行動によつて代表せられてゐる。それならばかかる「動」の立場、すなわち行詰りの打開を目的とする主義、主張、行動が、何故に右傾から左傾に至る百家それぞれの持論学説を樹立してゐるのかといえば、これまた新時代の基準となるべきものが、何ら確定されていないからである。

これは明治維新前の場合に於いてもそうであつて、右翼ともみられる竹内式部、山県大弐も、左翼ともみられる高野長英、渡邊華山も、共にそれぞれの異つた影響力を与えて維新に至る氣運を醸成したのである。（我輩はここでは自分の立場を没却して語つてゐるのである。我輩の學問的系統からいえば、竹内式部、山県大弐に取る所が多い。なかんずく山県大弐の『柳子新論』の如きは、ルソーの『民約論』以上に評価するものである。）また、かかる傾向は、維新後に於いても維新防衛のための幾多の抗争に見られたところで、西南の役に西郷方に参加したものと見ても、思想的見解に於いて、必ずしも一致していたものではなかつたのである。銅貨に刻まれた横文字を見ることさえ嫌つた神風連、すなわち当時の極右派の残党も、ルソーの『民約論』を懷中にして戦野を馳驅した直訳的極左派も、共に手を握つて銃火の中に一命を提供したのであった。——それが歴史の現実である。

現状の維持か、その打破かが、現在では「動」か「反動」かの別れ目になつてゐる。しかも前時代

血盟団事件／五・一五事件／二・二六事件 その後に来るもの

の基準はすでに現代の基準となることはできない。かかる時代こそ変革の時代と呼ばれ得るのである。

少數者の変革阻止

由来東洋に於いては、社会の転換期に關して二通りの見方がある。その一つは、ある何らかの動機、例えば、天変地変とか戦争とかいう変動によつて、社会的に大きな衝動が与えられた場合に起る転換。

他の一つは、人心が太平に慣れ、文化が頽乱の極に達し、風俗が甚しく墮落する結果から起る転換。もとよりこの二様の転換は、その関係に於いては表裏をなすものである。そして転換の時代に於ける転換必至の現実に當面して、これを阻止するために、あらゆる法規を設け、あらゆる手段を弄するのは、既得位置にある少數者の常慣であるとなしている。

しかしながら、社会の転換は何時の世に於いても、一般に想像するよりは、はるかに容易に行われ得る。その理由は、歴史の流れの強大さが、流れに逆らわんとする渺たる人間の意欲や努力を、何時の場合も一様に巻き込んで押し流してしまふからである。例えば、ある社会的条件の下に二つの意思が対立していたとする。一つの意思是権力的であり、一つの意思是服従的である。もしこの場合のこの関係が、服従的意思にとって好ましいものでなかつたら、その意思是、妥当な好ましい状態を創

自治民政理 後篇

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

『自治民政理』前篇の構成は次の通り。
第一章 自然而治
第二章 自然の立制
第三章 外藩の懷撫
第四章 前徳の体統
第五章 大化の新政
第六章 飛鳥朝より奈良朝
第七章 幕府の創設
第八章 復古の公典
本書文中の「……」記号は伏字と考えられる。

第一章 民性

第一節 天稟の本性

民人天稟の本性には、何の修飾もなく何の文彩もない。その本性の機能は、人事百般の是非善悪利益得失すべての問題を解決すべき、規矩準繩の真源であり根底である。故に人類の風俗を成し、事例を啓き、漸化に就き、以て州郡を開き、一国を立つる。ことごとく皆その公軌秩序をここに取れるものである。

しかれども天管人事は、時と勢いの変化を起し、しばしばその公軌秩序を破壊し、更新の氣運を招致するものである。勿論それは多少必然の理由に支配せらるるものにして、如何にこれを抑止しようとしても、春の次には夏が来る、夏の次には秋、秋の次には冬、一年四季の変化の如何ともすべからざるが如く、原則に於てはこれを如何ともすべからざるものである。但だ新旧転遷の際に於て注意を要するは斯かる場合に行われ易き、央ば自覚なき幻想のために、適宜の進路を粉粋ふんすいせられぬようになればならぬ。又、反動的感情のために、理性の聰明を猾みだらされてはならぬ。

実際にかくのごとき思想変遷の際に書き出さる幼想と、これに対抗する反動的呪語とは、随分奇抜を極め超妙を極め、詭譎、革新、世間の愚人がそれに附和雷同するばかりでなく、相当に学問もあり分別もある識者階級の人でも、その取捨に逡巡して、終には進んでその謬れる思想の宣伝者となることのあるものである。けれどもいかに巧妙な議論が横行するとしても、本来人を離れて人を論ずることはできぬ。人にはその第二習慣に種々な色彩ができる。しかも、その色彩を除き尽せば、稟性の如何なるものが分る。それが分れば、すべての疑問は、刃を迎えて解決すべきものである。

現今の社会は、一大恐怖に襲われその将来すべき新時代の新思想は、眩観錯覚の中にある。もし冷静に事の本来を考覈して、その当然の帰結に目醒めぬならば、牛鬼唐突、意外の飛塵に我が衣を滌さぬともいえぬ。衣を滌すは尚可である。その手を折りその足を挫き、不具者となりて、これが恢復に長年の日月を要するに至らば、これをしも忍び得ることではあるまい。つまりかかる時代が、前に謂つた思想変遷の際というものである。稟性の研究は、未だこの時より急なるはなしと言わねばならぬ。

しからば稟性は、これをいかに研究すべきであるか、これに答うるものは歴史である。記録の歴史の外にも、地中の歴史がある。先ず地中の歴史が、吾人に何を教えているかといえば、生長である、発達である、進歩である、展開である、一言にしていえば漸化である。

第二節 漸化の順序

学術の考験によれば、地の最下層には、今日のいわゆる人と称すべきほどに、完全に体機を構成された動物は、その遺骨を見出すことができぬ。およそ四万メートルの間を除外したる上層に、ようやく原始的人類と称すべきものの遺骨があつて、それが二百メートルほどの地層を作りたる後に現在の人類社会となつて居るというのである。我が神話に伝えられて居る、太古の世界は、海月のようにな漂つて居て、その時伊弉諾伊弉冉イサナキイサナミ（ヒルコ）という陰陽二神の抱合によつて、最初は水蛭子（無脊椎動物）が生まれ、次に淡島（泡沫に比すべき些^{ちよつ}疵^{きず}な物体）が生れ、国土、山河、草木の類が形を成してから、しかる後に人類の遠祖が生れた。恰度、葦の芽の萌出するように、世界は発達し来たつたものであるといふのも、幻の様な神話的進化順序を考えらるる、形質の上に於て、かくの如くなるばかりでない。デンマークおよびスウェーデンの学者の発見によれば、その国に於て地下より発掘した器具は、石器は青銅器より深き地層の中にあり、青銅器は鐵器よりも深き地層の中にある、故に人文漸化の順序は、石器時代より、青銅器時代に移り、更に進んで鐵器時代に移つたものとしている。尤もこれは国により、民族によりて、一概に人類智巧の進歩は、かくの如き順序を逐うたものであると肯定するわけには行かぬが、とにかく世界は、層一層純化して、今日の現状に達したものであることを知らるる。地中の歴史は暫く措き、記録せられたる歴史に就いていうも、吾人はまず山に獵し水に漁して、体

機を維持したる、いわゆる佃漁の時代より、牧畜農業の時代、すなわち自然物を採取して衣食に供する外に、捕獲したる野獸野禽の類を牧養し、もしくは種子を採植してこれを収穫する時代に進み、かかる後に諸種複雑なる工業技術の勃興となり、有無交換の商業的関係を生じ、今日の如き經濟組織を現出するに至つたものである。

これは何れの国に於ても、ほぼ同一の経路を歩んでいることは、勿論である。支那の太古の王を庖犧氏と名づけた所由は、縄を結んで網罟を作り、獸を佃し、魚を漁りした時代を指せることは、易経の繫辭伝に記してあるから明白である。バビロンの古代にも「權力ある猶夫ニムロテ」の名が伝えられて居る。我が古伝説にも「火照命は海幸彦として漁業に従われ、火遠理命は山幸彦として狩猟に従事せられた」ということがある。

支那の庖犧氏に代つて王となつたものは、神農氏で、耕作のことを始めて教えた王であると言われて居る。本来牧業と農業とは、地理及び気候等の関係によつて、或いは遊牧の民もあり、或いは農業の民もある。例えさ古きユダヤ人、また蒙古人等は、遊牧の民であるが、エジプト・バビロン・ペルシヤ・支那・日本の如きは、最も古くより農業の民であつた。我が國に於ける農業の起源は、今日より測知することのできぬ程遼遠なものである。すなわち我が國に於ては、天照大神の時に於て、すでに牛馬を牧養し、粟、稗、麥、豆を陸田に種え稻を水田に種え、蚕を養つて絹を織つたことが伝えられて居る。天照大神の詔に「五穀は現世人民の食つて活くべきものである」と言われて居る。

民人漸化の研究上、見遁すべからざるは、実にこの詔である。この詔は、人類にその体機を維持するの必要、言い換えれば「生きる」ということの必要を喝破せられているのである。「生きる」ということを根柢に置いて、それに立脚してますます利用更生の道に進むのが、人類自然の性能なのである。わずかに「生き得る」に満足はしない。「一層、幸福」に、でき得べくんば「最も、幸福」に生きんことを欲求してやまぬのが人類自然の性能なのである。

第三節 本来の性能

稟性と本能に率^{したが}う所の努力が、今日の燐然たる文明を形成した。由来単独の力は、協同の力に及ばない。ここに於て分業合功の方法が案出せられたのである。徒労を省かざれば、作業の効果を饒からしむることができぬ。ここに於て諸種精巧なる器械が発明せられたのである。人力に待つの迂なるを悟りて汽力を用い、汽力なお敷^{あらわ}らずして、電力を仮りるに至つた。印刷業の進歩、交通機關の發達、その他物質上拭目すべきもの算うるに遑なく、水陸の便利、すでに周到を極め尽して、飛行機飛行船は、天空を駆けり廻ることとなつた。今日の經濟組織は、古代佃獵牧畜、もしくは簡易なる農業に安んじたる時代に於て、かつて夢想せざりし大規模のものになつたのであるが、これみな人類が成るべく幸福に活きんと欲する努力に出でたるものである。けれども一面より考うれば、今日のかくの如き進歩は、むしろ民人の要求に背馳するものではないかと思われる所もないではない。何となれば、今

日の文明は、外觀如何にも燐然たるものではあるが、しかし眞にその甘汁をすすり得るものは、極めて少數なる富豪、貴族、或る種の特權者に限らるるが如き觀がある。富豪貴族もとより必ずしも呪咀するには当らぬ。仮にここに現時の社會組織のその何處かに欠陥があるとする。しかしてその欠陥から生み出された偶然の倅運児があるとする。その倅運児が醜顔あつがほしくも富豪と称し、貴族と名乗りて、遊惰、驕慢、実は一の遊民と撰ぶところがないに拘らず、この二、三類の者に限りて、文明の所得を壇断しつつあるならば、これに對して呪咀的運動の起るのは毫も怪しむべきことでない。近年世界の各處に於て断続して聞ゆるものは、かくの如き呪咀的叫号である。甚しきに至つては、叫号に狂熱を加え来たつて、理非を没却する程度に達したものもある。これに對してある者は、単に高圧的手段によりて鎮撫しようと試み居るも、それはでき得ざる許りでなく、根本を忘れて居るのである。境遇のために本来の性能が荒んで居るのである。語を換えて言えば、良心が麻痺しているのである。

人は決して単独孤生のものでない。その呱々の声を揚ぐるや、すでに父と母と我との三人があり、兄弟もあり、隣人もあり、郷党もあり、国人もある。人は地に落つれば、必ず非我との關係を生ずるのである。人には「活ける」の必要があり、また最も幸福に生きんと欲する欲求がある。しかして人にはまたその欲求を充すがために身外の万物を我が意のままに利用する能力がある。

いやしくもすでに自我と非我との關係がある以上、個人の自由は絶対無限のものではない。世のいわゆる権利責任なるものは、ここを發足点として創まり、道徳といい、法律といい、郷團の規律とい

い、邦国の組織といい、皆ここに萌芽を発して、自然に解^{けた}籜^{たく}生長したものである。しかもこれまた人の自然の性能たる「幸福に生きんとするの欲求」を離れたものではない。

人の五官の働きは、それを以て外物を感受して、智能を啓発するは勿論であるが、同時にその情調を刺衝して、忠ともなり、恕ともなるものである。孟子のいわゆる惻隱の心、羞惡の心、辭讓の心、是非の心は、下等動物はイザ知らず、進歩したる現世界の人類に於ては、ほとんど先天的性能である。この性能を推し拡めたものが、他人のためにする公義というものである以上、公義は他より圧迫を受けて余儀なくせられる筈のものではない。少なくとも公義に苦痛の観念を伴うべきものでない。公義の觀念が最も崇高の極点に達したる場合、全く自己の私福を犠牲とするばかりでなく、生命といえども敢えて惜しまず、身を挺し節に殉じて悔ゆる処なく、却つてそれを以て自ら慊としたものが、古来の史上その人に乏しくないのを見れば、人の幸福という意味は、自己一人の利益に飽くというこ^{ころよじ}とは、^{おのづか}自ら甄別^{けんべつ}のあるものである。

古の拝金宗徒は、身外の物を以てことごとく黄金に化せしめたる後に、自らその身の肅条を感じて悔恨したという話がある。「老者はこれを安んじ、朋友はこれを信じ、少者はこれに懷く」の語は平凡ではあるが、人の純情に触れて居ることは争われぬ。

けれども道徳は、架空子^{かくこうし}ではない。土台は何處迄も「自己^{じこ}が生きる」ということに据えて、「他人のためにする公義」というものを屋蓋^{やあわ}とし、教育、制度、習慣などいうものを、柱にし棟にし牆壁にし

て、万民齊しく生育を遂げ、発達を遂げるようすれば、人はその天稟の性能を啓き、限りなき漸化に駕し、その幸福を均受することとなる。

第四節 性情の同一

人の天より享けたるところの性（生れつき）そのままの機能は、その人に病的変化なき限りすべて同一である。これ個人単独の性、性より起る情が、千人万人億兆と協合させ得らるる訳となるのである。そこで典型、例制、百般の公則は、必ず稟性を基礎とし、いやしくもこの稟性を無視せる組織方策を立つれば、その国は必ず敗滅するのである。古代に於て天竺民族の如き、ユダヤ民族の如き、近くは仏國ルイ王統の断絶、露國ロマノフ王国の滅亡、プロシヤ王家の蒙塵の如きは皆その実証である。

上世人類の始めてこの国土に着き、次第々々に蕃殖して、自然の風俗ができたというのは、その佃漁遊獵の時代よりして同一気候風土に棲息して、同一生活をなし、その同一類似の風俗が、集團的に進歩し、ここに一定式の慣例ができ、その慣例ある州郡が、綜合一匡して疆域を形成し、遂に一国を建立するに至りし順序は、實に我が社稷の政範をなせるものである。

民人の純正なる要求は、すなわち安全なる生存の要求である。その安全なる生存の要求は、衣食住の安泰と、男女慾の調和とを、現在以上に進めたき、各人各個の同一なる意慾にして、その意慾を充

足させるがために、心と形との両面の勤労に服し、孜々刻々自然の化育を助け進むるのである。古来衣食住男女を以て、我が例制の根本を定められあるは、全くこの理に外ならぬものにして、古代すでに一井、一伍、一里、一邑自然の衆団ができ、その衆団の中に共済共存の規律が成り立ち、その共済共存に有害なる、個々勝手の邪慾に向つて制限を加え、この社稷の安寧を保持するのが、實に典制の根本要旨である。

共存共済は、只だ自制の力により保証されるのである。自制の力は如何なる順序に発育したものであるか、個人の純正なる性情に発する意思を推し進めて他に及ぼす行為、すなわち夫婦相愛する心、その子の父母を思う心、父母の子女を慈む心、かくの如き心を推し進めて、他家に及ぼし、互いに相扶け救うが如きの類である。この真意に出でる行為が親族朋友に及び、親族朋友より近隣井伍に及び、近隣井伍より一郷一邑に推し進められ、始めて一郷一邑の自治が成立し、その郷邑より郡国、郡国より天下に及べる、我が古代の祭政順序は今なお、嚴存せる皇典文献の上に明らかに証明される。故にその自治の要則は、決して民衆の生存と相離るべからざるもので、生存を離れては、自治もなければ、道徳も認められぬ。

第五節 思想の変化

個人は個人自ら治め、郷邑は郷邑自ら治めその郷邑集りて州郡をなし、邦国をなし、天下をなした

るは、実に我が建国の要諦にして、我が君民建国の始より、社稷を重んじ、祭教の基礎をここに置き、今日に至るまで、微かながらもその例制が存続されて居るのは、我が社稷の一貫せる道統である。しかれども治乱休戚、風教の変化、思想の混濁、貴賤尊卑の隔離、貧富労逸の差隔、物により事によりては、遂に純正なる民性を破却し、随つて生ぜし弊害が、誤つてその宿習となり、その上に法律規則が制定され、一般民衆も全くその根本に気が付かぬ迄になつてゐる。

現今我が国の市町村が、その住民の衣食住に対する制裁の実権もなければ、風俗教育に対する制裁の実権もなく、名ばかりの自治に、手も足も出せぬのはその実証である。凡そ国民思想の変化は必ずその変化すべき素因あるものにして、決して突發的のものではない。そこで徒に形を趁^おい影を捉えてこれが調和を講じ、或いは宗教の力を利用し、或いは警察の力を弄ぶが如きことでは、何の効果もあらう筈はない。彼の露国の革命前に於けるやり口等は、一々これを例証される訳である。その露国の既往数十年間の経過を一顧すれば、為政者にあれ、僧侶にあれ、全く民衆衣食住の泰否如何、尊卑貧富の懸隔如何、しかもこれを調協靖和すべき法律制度の構成如何、その公人たり公吏たる知識級人士の節操徳行如何を省みず、只徒に民衆の意思を掩圧し、剝殺し、攬乱し、誑惑し、宿滯せる弊害の上に文明の奢觀を飾りし結果、その敗亡を招きしはまことに明瞭なる事實である。日本の現状に対しても、切にこの点に注意を払わねば、恐るべき鬱結ができはせぬか。

地球上の各民族を通観すれば、日本人もその内の一民族であることを知られ、且つ地球上の各民族